

地域計画（変更案）の公告・縦覧について

防農振第 56 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項の規定により農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下「地域計画」という。）の変更案を定めたので、同条第 7 項の規定により公告し、当該地域計画の変更案を次により縦覧に供します。

なお、利害関係人は、当該地域計画の変更案に対し意見があるときは、縦覧期間満了の日までに、本市に意見書を提出することができます。

令和 8 年 4 月 10 日

防府市長 池田 豊



記

- 1 地域計画（変更案）を策定した地域
市内 8 地区
「牟礼・江泊」、「西浦」、「華城」、「中関・新田・向島」、「大道」、「佐野」、
「上右田・下右田」、「奥畑・久兼・和字・真尾」
- 2 縦覧期間
令和 8 年 4 月 10 日（金）から令和 8 年 4 月 24 日（金）まで
- 3 縦覧場所
防府市寿町 7 番 1 号
防府市役所 産業振興部 農林水産振興課（本館 5 階）
- 4 意見書の提出について
計画案に対して意見があるときは、次のとおり意見書を提出することができる。
 - (1) 提出者
意見書を提出できる者は、当該地域計画の利害関係人
 - (2) 提出期限
令和 8 年 4 月 24 日（金）
 - (3) 提出方法
直接持参、郵送、電子メール又はファックスにより提出すること。なお、郵送提出の場合は提出期限必着である必要があるものとする。

(4) 提出先

【直接持参又は郵送の場合】

防府市寿町7番1号 防府市役所 産業振興部 農林水産振興課 (本館5階)

【電子メールの場合】

nshinko@city.hofu.yamaguchi.jp

【ファックスの場合】

0835-22-4796